

通所型サービス（予防通所相当）における食堂兼機能訓練室の有効面積の考え方

通所型サービス（予防通所相当）の設備基準上、食堂及び機能訓練室は、3㎡×利用定員以上の広さが必要です。食堂及び機能訓練室の有効面積の考え方を次のとおり示しますので、事業所の所在地及び専用区画（事業所内のレイアウト変更を含む）を変更する場合の参考としてください。

【食堂及び機能訓練室の有効面積の考え方】

- ・面積は、内法の面積が有効面積となります。
- ・次の設備等は、有効面積に含まれません。
 - ① 玄関部分、下駄箱
 - ② 廊下（通路）
 - ③ 柱
 - ④ 備え付けのロッカーや家具（移動式のテレビ台や訓練用の器具は面積に含めることができます）
 - ⑤ キッチン、冷蔵庫、洗面台
 - ⑥ 浴室、脱衣所
 - ⑦ 静養室部分及び静養室以外に設置している静養用のベッド
 - ⑧ 他の事業との共有部分（事務室、相談室等）に機能訓練室の一部を通らなければならない場合は、その部分は「廊下」となります。
 - ⑨ 単位ごとに介護職員1人が1ヶ所から全体を見渡せる範囲以外の場所
 - ⑩ その他、機能訓練に必要なのない場所